

# 令和5年版犯罪収益移転危険度調査書 (NRA) について

## － 特定事業者作成書面（リスク評価書）の高度化に向けて－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

### ポイント

- 犯罪収益移転危険度調査書 (NRA) は、国家公安委員会が、2015年から毎年、公表している。なお、令和5年版は、2023年12月に公表された。
- 本稿では、「犯罪収益移転危険度調査書 (令和5年版) 概要版」の目次に沿って、令和4年版からの主な変更点 (数値の書換え等は除く) に下線を示しながらコメントをした。

## 1. 令和5年版犯罪収益移転危険度調査書 (NRA) の概要

犯罪収益移転危険度調査書 (以下、「NRA」という。) は、国家公安委員会により、2015年から毎年、公表されている<sup>(注1)</sup>。FATF 勧告1<sup>(注2)</sup>に基づき、テロ資金供与を含むマネー・ローンダリング等に悪用される国内での各種リスクについて調査した結果をまとめたものといえる。金融庁が2022年8月に公表した「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)<sup>(注3)</sup>」(以下、「FAQ」という。) の「定義集 (11頁)」によると、NRAは、「犯罪による収益の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、特定事業者<sup>(注4)</sup>を監督する行政庁から、各特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況等に関する情報等を得た上、その保有する情報や専門的知見をいかし作成・公表するもの」とされている。

本稿では、令和4年版 NRA を紹介したニュース&トピックス No.2022-100<sup>(注5)</sup> (2022年12月12日発行) に引き続き、2023年12月に公表された令和5年版 NRA の記載事項について紹介する。

(注)1. 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課 犯罪収益移転防止対策室ホームページ (<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>) を参照

2. 勧告1では、各国に対して、自国における資金洗浄およびテロ資金供与のリスクを特定・評価することが要請されている。詳細は、財務省ホームページ ([https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/4.international.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/4.international.html)) を参照

3. 金融庁ホームページ ([https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208\\_amlcft\\_faq/202208\\_amlcft\\_faq.html](https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.html)) を参照

4. 犯収法において、顧客と一定の取引を行うに際して、取引時確認等、確認記録の作成義務等、取引記録等の作成義務等、疑わしい取引の届出等、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認、外国為替取引に係る通知義務および取引時確認等を的確に行うための措置が必要になる等、一定の法令上の義務が課されている対象事業者のこと。なお、主な対象事業者は、預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者・商品先物取引業者、信託会社、貸金業者、資金移動業者、仮想通貨交換業者、両替業者、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、弁護士、会計士等である。

5. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/reports/newstoppers/20221212-4nra.html>) を参照

## 2. 令和5年版NRAの主な記載事項における変更点

直近3年間をみる限り、NRAの構成（はじめに、第1～6、今後の取組）には変更はみられない。記載事項については、以下①から③のとおり、国内外の情勢の変化、FATFによる第4次対日相互審査の結果等を踏まえ、新規追加もしくは更新<sup>(注6)</sup>されている。なお、主な変更点は、図表のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング事犯の主体（暴力団、特殊詐欺の犯行グループ、来日外国人犯罪グループ）に関する分析を深化させ、特に特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等について記載を充実した。
- ② 令和4年の犯罪収益移転防止法改正により電子決済手段等取引業者が新たに特定事業者として追加されたことを踏まえ、「電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段」のリスク評価を行い、「危険性の認められる主な商品・サービス」として新たに記載した。
- ③ FATFによる声明、レポート等を参照し、ミャンマーとの取引により生じるリスクについて記載したほか、国際的に被害が広がっているランサムウェアや暗号資産をめぐる国際的な動向、わが国を取り巻く状況等について紹介した。

図表 令和4年版との主な変更点

令和4年版(旧)	令和5年版(新)
はじめに 1 経緯 2 目的 3 概要 4 近年の情勢変化を踏まえた主な変更点	はじめに 1 経緯 2 目的 3 概要 4 近年の情勢変化を踏まえた主な変更点 【枠囲い】 FATF勧告対応法の概要【新規】
第1 危険度調査の方法等 1 FATFガイダンス 2 本危険度調査	第1 危険度調査の方法等 1 FATFガイダンス 2 本危険度調査
第2 我が国の環境 1 地理的環境 2 社会的環境 3 経済的環境 4 犯罪情勢等	第2 我が国の環境 1 地理的環境 2 社会的環境 3 経済的環境 【図表2】 主な経済制裁措置関連国に関する疑わしい取引の年間通知件数【新規】 4 犯罪情勢等
第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析 1 主体 2 手口 【枠囲い】 環境犯罪に関連するマネー・ローンダリング 3 疑わしい取引の届出	第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析 1 主体 【枠囲い】 特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等【新規】←① 2 手口 【枠囲い】 ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等【新規】←③ 3 疑わしい取引の届出
第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 1 取引形態と危険度 2 国・地域と危険度 3 顧客の属性と危険度	第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 1 取引形態と危険度 2 国・地域と危険度 【本文・枠囲い】 FATF声明により対象となる国・地域から生じるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域（ミャンマー）【新規】←③ 【枠囲い】 FATFのメンバーシップが停止された国・地域（ロシア）【新規】 3 顧客の属性と危険度 【枠囲い】 非営利団体のテロ資金供与への悪用リスク【更新】

(注)6. 「【枠囲い】 非営利団体のテロ資金供与への悪用リスク」は、「1 特長」、「2 我が国の非営利団体」、「3 危険度の評価」に分けられ、2については「ア 特長」、「イ 危険度の低減措置」の新たな観点から、令和4年版より分析内容が深化している。「【枠囲い】 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段」も、「1 危険度を高める要因」、「2 危険度の低減措置」、「3 危険度」の新たな観点から、令和4年版より分析内容が深化している。「【枠囲い】 暗号資産をめぐる国際的動向等について」は、2023年6月に更新されたレポート「Virtual Assets: Targeted Update on Implementation of the FATF Standards」に基づいて内容が更新された。そのほか、新規で追加された「【枠囲い】 ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等」は、FATFから2023年3月に公表されたレポートに基づいて内容が刷新されている。

<p>第5 商品・サービスの危険度</p> <p>1 危険性の認められる主な商品・サービス</p>	<p>第5 商品・サービスの危険度</p> <p>1 危険性の認められる主な商品・サービス</p> <p>[枠囲い] 電子決済等取扱業者等【新規】←②</p> <p>[枠囲い] SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン【新規】←①</p> <p>(7) 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段【新規】←②</p> <p>[枠囲い] 暗号資産をめぐる国際的動向等について【更新】</p> <p>[枠囲い] クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化に向けた検討状況【新規】</p> <p>[枠囲い] 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段【更新】</p>
<p>第6 危険度の低い取引</p> <p>1 危険度を低下させる要因 2 危険度の低い取引の種別 今後の取組</p>	<p>第6 危険度の低い取引</p> <p>1 危険度を低下させる要因 2 危険度の低い取引の種別 今後の取組</p>

- (備考) 1. 主な変更点は太字で表示  
2. 図表中の①～③は、本文中に記した主な変更点①～③に該当  
3. 令和4年および令和5年の「犯罪収益移転危険度調査書 概要版」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

以下では、「犯罪収益移転危険度調査書（令和5年版）概要版」の目次に沿って、その内容を一部抜粋し、令和4年版からの主な変更点（数値の書換え等は除く）に下線を示しながらコメントをする。

### (1) 第2 わが国の環境

「経済的環境」では、図表のとおり、2020年から22年までの「主な経済制裁措置関連国に関する疑わしい取引の年間通知件数」が図表2として新規に追加された。

「犯罪情勢等」では、インターネットバンキングに係る不正送金被害に関する記述が追加されている。

環境	調査・分析結果
犯罪情勢等	<p>・令和4年におけるサイバー空間をめぐる驚異の情勢は、ランサムウェアの感染被害が拡大するとともに、我が国の暗号資産関連事業者、学術関係者等を標的としたサイバー攻撃が明らかになり、また、<u>インターネットバンキングに係る不正送金被害が下半期に急増するなど、引き続き極めて深刻な情勢</u></p>

### (2) 第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体）

「特殊詐欺の犯行グループ」について、図表のとおり、「特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等」が枠囲いで新規に追加されるとともに、記述がより詳しくなった。また、犯行グループの活動を助長する悪質な事業者の存在がクローズアップされた。

「来日外国人犯罪グループ」については、国籍等別に加えて前提犯罪別、取引等別の記述が追加され、近年大幅に届出が増加している「来日ベトナム人犯罪」に関する記述が来日中国人犯罪よりもクローズアップされている<sup>(注7)</sup>。

(注)7. 令和4年版では、記述の順序は「1 中国人が関与したマネー・ローンダリング事犯」、「2 ベトナム人が関与したマネー・ローンダリング事犯」、「3 その他来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯」であったが、令和5年版では、「1 来日ベトナム人犯罪の検挙状況等」、「2 来日中国人犯罪の検挙状況等」、「3 その他来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯」となっている。

なお、「暴力団」は、引き続き主体の一つに位置付けられている。

主体	調査・分析結果
特殊詐欺の 犯行グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊詐欺の犯行グループは、<u>首謀者を中心に、いわゆる「架け子」、「受け子」、「出し子」、「現金回収・運搬役」、「リクルーター」、「犯行ツール調達役」等の役割分担を細分化させるとともに、指示役と実行役との間の指示・連絡に秘匿性の高い通信手段を用いるなどして犯行の手口を一層巧妙化させた上、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の各種ツールを巧妙に悪用して、組織的に詐欺を行っている。</u></li> <li>・犯行グループに対して、<u>預貯金口座や携帯電話を不正に譲渡する者や、電話転送サービス等の提供を行うなどしている悪質な事業者の存在も依然として認められる。</u></li> </ul>
来日外国人 犯罪グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前提犯罪別にみると、<u>詐欺が最も多く、次いで窃盗、入管法違反の順となっており、取引等別にみると、内国為替取引が最も多く、次いでクレジットカード、現金取引、前払式支払手段の順となっている。</u></li> <li>・過去3年間の疑わしい取引の届出の通知件数は、<u>国籍等別ではベトナム及び中国に関する届出が多く、特にベトナムに関する届出が近年大幅に増加</u></li> </ul>

### (3) 第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口）

「窃盗」の「事例」では、「窃盗により得た現金」の不正利用に関する記述が追加された。

「詐欺」の「事例」では、「住宅ローン融資金」および「暗号資産」の不正利用に関する記述が追加された。

「電子計算機使用詐欺」の「事例」では、インターネット上でのファンクラブの会員登録の申込みにおけるクレジットカードの不正利用に関する記述が追加された。

「入管法違反」の「犯行形態・犯罪収益」では、偽造在留カードの製造拠点や中国人等の在留者の動向に触れた「偽造在留カード事犯」に関する記述が追加された。

「常習賭博／賭博場開帳等図利」の「事例」では、ゲーム機賭博店における遊技台のリース代に関する記述が追加された。

そのほか、**図表**のとおり、FATFが2023年3月に公表したレポート<sup>(注8)</sup>に基づき、「ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等」が、枠囲いとして追加されている。

(注)8. FATF REPORT「Countering Ransomware Financing」。詳細は、FATF ホームページ (<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Methodsandrends/countering-ransomware-financing.html>) を参照



前提犯罪	調査・分析結果	
窃盗	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>窃盗により得た現金を、事情を知らない知人に両替させ、さらに知人からの振込みを装って犯人名義口座に入金させるもの</u></li> <li>・<u>窃盗により得た現金で電化製品を購入し、さらに同電化製品をフリーマーケットアプリで売却するもの</u></li> </ul>
詐欺	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>住宅ローン融資金をだまし取るに当たり、偽造書類等を用いて不正に開設した架空・他人名義口座に、住宅ローン融資金を入金させるもの</u></li> <li>・<u>詐取金を犯人名義口座に入金させ、同詐取金で暗号資産を購入した後、第三者名義の暗号資産ウォレットへ移転するもの</u></li> </ul>
電子計算機使用詐欺	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>インターネット上でファンクラブの会員登録の申込みに際し、年会費の支払方法として不正に入手したクレジットカード情報を入力し、年会費の支払を免れるもの</u></li> </ul>
入管法違反	犯行形態 犯罪収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>偽造在留カード事犯では、かつては中国国内にあった製造拠点が日本国内に置かれ、中国国内にいる指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人等の在留者が様々な国籍の偽造在留カードを日本国内で製造するといった事案が確認されている。指示役は中国国内にいることから、日本国内の製造拠点を摘発されても同様の手口で中国人等の在留者をリクルートして新たな製造等の拠点を設けるなど、高度に組織化されている傾向がみられる。</u></li> </ul>
常習賭博／賭博場開帳等図利	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ゲーム機賭博店における犯罪収益の一部であることを知りながら、遊技台のリース代名目で現金を受領するもの</u></li> </ul>

また、「クレジットカードの不正利用」について、不正利用の件数が増加したことを受けて、クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された件数も増加しているとの記述が新たに追加されている。

#### (4) 第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析（疑わしい取引の届出）

「都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例」において、令和4年版にあった「金融商品取引法違反事件」および「売春防止法違反事件」の項目が削除され、「わいせつ電磁的記録等送信頒布事件」の項目が新設されている。一方、「入管法違反事件」の項目では、外国人名義の口座に関する記述が削除された。

#### (5) 第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

「取引形態と危険度」では、「非対面取引」の「事例」において、インターネットオークションに関連した記述が追加された。また、「現金取引」の「事例」では、「現金取引」の不正入手に関する記述が追加されている。

「国・地域と危険度」では、取引の危険度に影響を与える国・地域として注意を要するものとして、ミャンマーが追加された。また、ロシアによるウクライナへの侵略戦争を受けて、ロシアのFATFメンバーシップの停止を決定したことが追加された。

「顧客の属性と危険度」における「暴力団等」の危険度評価では、近年の動向を踏まえ、「匿名・流動型犯罪グループ」に関する記述が追加されている。

形態		危険度の評価
非対面取引	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法に複製された商品をインターネットオークションサイトに架空名義で出品し、同サイトで利用される代金支払管理サービスを通じ、非対面取引により代金を支払わせた。</li> </ul>
現金取引	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>盗品を架空・他人名義で質屋、古物商等に売却するなどして現金を入手した。</li> <li>特殊詐欺等で架空・他人名義口座に振り込まれた犯罪収益を、ATMを利用して現金で出金した。</li> </ul>

危険度の評価	
ミャンマー	<p>令和4年(2022年)10月から、ミャンマーが資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥への対処が進展していないこと等を踏まえ、加盟国等に対し、ミャンマーから生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置を適用することを要請</p>
<p>令和5年(2023年)2月のFATF全体会合において、ロシアの行動は世界的な金融システムの安全・安定・完全性を促進することを目的とするFATFの基本原則に容認できない程度に反し、国際協力と相互尊重へのコミットメントへの重大な違反を示しているとして、ロシアのFATFメンバーシップを停止することを決定</p>	

属性	危険度の評価
暴力団等	<p>匿名・流動型犯罪グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年、準暴力団として位置づけられる集団以外に、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団もみられ、治安対策上の脅威となっている。警察では、準暴力団を含むこうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付け、実態解明を進めている。</li> <li>匿名・流動型犯罪グループは、暴力団等と共存共栄しながら、特殊詐欺等の違法な資金獲得活動を活発化させている実態がみられるほか、こうして得た資金を元手に、性風俗、芸能(AV等)、スカウト等に進出し、マネー・ローンダリングを行ったり、特殊詐欺の人材供給源となったりしている実態もうかがえる。</li> </ul>

## (6) 第5 商品・サービスの危険度

大きな変更点は、**図表**のとおり、近年の金融のデジタル化の流れを受けて、「電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段」が項目として新たに追加されたことである。

預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに関する危険度の評価の枠囲いにて、「電子決済等取扱業者等」が特定事業者に追加されたことが明記されている。

資金移動業者が取り扱う資金移動サービスに関する危険度の評価では、近年の制度改正を受けた記述に変更された。

クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカードに関する危険度の評価では、近年のクレジットカードでの不正利用の増加を受けた記述に変更された。

そのほか、**図表**のとおり、「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払支払手段」の枠囲いの記述内容が拡充されている。

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス 危険度の評価	
電子決済等 取扱業者等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>電子決済等取扱業者等は、銀行等の委託を受けて、当該銀行等に代わって銀行等に預金の口座を開設している預金者との間で、移動させた資金額相当の預金債権額の減少、又は為替取引により受け取った資金額相当の預金債権額の増加を、電子情報処理組織を用いて行うことを営むもの</u></li><li>・ <u>電子決済等取扱業者等の利用者は当該銀行等の預金者に限られ、預金取扱金融機関による各種低減措置も講じられていることから、マネー・ローンダリング等の危険度も預金取扱金融機関が取り扱うサービスと同程度に低減されているものと認められる。</u></li></ul>

(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス 危険度の評価
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、全国銀行データ通信システム（全銀システム）への参加資格が資金移動業者に拡大されたこと、資金移動業者の口座への貸金支払（貸金のデジタル払い）が解禁されたこと等決済手段としての利用が拡大している状況を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態と比べても相対的に高まっているといえる。</u></li></ul>

(7) 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段 危険度の評価
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>電子決済手段は、分散台帳技術を用い得るという技術的類似点を有する暗号資産と同様に、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有すると認められる。</u></li><li>・ <u>暗号資産よりも価値が安定している上、我が国においても、証券決済での利用に向けた検討が進められているなど、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性があり、世界を含めた今後の社会への流通状況や技術的進歩等、電子決済手段を取り巻く環境に応じて、その危険度も急激に変化する可能性がある。これらを考慮すると、電子決済手段がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いことが見込まれる。</u></li></ul>

#### (11) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード 危険度の評価

・クレジットカードは、現金で得られた犯罪収益を、クレジットカードを利用することにより別の形態の財産に変えることができること、不正に入手したクレジットカード情報を使用して商品の購入を申し込んだ上、他人になりすまして受け取るなどにより、犯罪収益の取得について事実を偽装することができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

### 3. 特定事業者作成書面（リスク評価書）の高度化に向けて

信用金庫を含む各金融機関は、金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン<sup>(注9)</sup>」で対応が求められている事項について、2024年3月の完了期限に向け<sup>(注10)</sup>、より実効的な態勢整備を急ピッチで進めているところである。

本稿で紹介したNRAは、「各業態が共通で参照すべき分析」にあたって参考にするべきものとして位置付けられている。金融庁が公表したFAQの20頁でも、「なお、NRAや本ガイドラインに加えて、自らのリスクの特定に有用と考えられる資料等（FATFの公表しているリスクベース・アプローチに関するガイダンス等）を参照してマネロン・テロ資金供与リスクを特定することは、リスク管理態勢を整備する上で有益であると考えられます」という記述がある。各金融機関では、NRAを、全国の傾向と自行庫の営業エリアの傾向との比較・分析や、自行庫のリスクの特定・評価・低減措置の検討において活用することはもとより、その他で自行庫にとって有用と考えられる資料等を参照しながら、特定事業者作成書面（リスク評価書）の高度化に引き続き努めていくことが期待されている。

#### 〈参考文献〉

- ・国家公安委員会（2022年12月、2023年12月）「犯罪収益移転危険度調査書 概要版」
- ・国家公安委員会（2022年12月、2023年12月）「犯罪収益移転危険度調査書」
- ・金融庁（2022年8月）「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」

(注)9. 金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/index.html>) を参照

10. 金融庁ホームページ ([https://www.fsa.go.jp/news/r2/20210531\\_amlcft/2021\\_amlcft\\_yousei.html](https://www.fsa.go.jp/news/r2/20210531_amlcft/2021_amlcft_yousei.html)) を参照